

フロッピーディスクの取扱いの廃止について

法務局に提出することができる記録媒体(磁気ディスク等)について、以下のとおり変更されますので、お知らせします。

(平成28年3月1日から変更)

1. 商業・法人登記申請

【FDの廃止, DVDの追加】

- CD-ROM, CD-R(いずれも120mm)
- DVD-ROM, DVD-R(いずれも120mm)

※登記すべき事項の提供(商業登記法第17条第4項)及び申請書に添付すべき電磁的記録の提出(商業登記法第19条の2)の際に使用する記録媒体

2. 電子証明書発行請求

【FDの廃止, DVD及びUSBメモリの追加】

- CD-ROM, CD-R, CD-RW(いずれも120mm)
- DVD-ROM, DVD-R, DVD-RW(いずれも120mm)
- USBメモリ(USB1.0~3.0でスタンダードA端子を備えたもの)

※提出された記録媒体は、返却する取扱いとする予定です。